

久米南町立誕生寺小学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年度

いじめに関する現状と課題

・本校は学期に学期に1回のいじめアンケートや教職員による日常の観察や情報交換により、実態把握に努めている。インターネットに接続可能なゲーム機で遊んでいる児童はいるが、各家庭の機能制限や児童へのスマホ安全教室、研修等により、SNSにおけるトラブルは現在起きていない。優しい児童が多く、相手を気遣い、自分の思いをなかなか出せない実態があり、友人関係においてつらい思いをする児童もいる可能性はある。アンケートや情報交換、保護者や放課後児童クラブ等からの情報に速やかに対処し、未然防止・早期発見・早期対応に努めていきたい。また、教育相談や校内指導体制の一層の充実、教職員研修の充実を図っていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの芽を摘むではなく、いじめの根をはらさない学校・学級経営を行うことを基本的な考え方として、絆づくり・居場所づくりの推進、自己指導能力の育成(自己有用感・共感的理解・自己決定)、コミュニケーション能力の育成を図る。
 ・迅速な組織対応・関係機関との連携として、いじめ対策委員会を中心とした組織対応、心と命の教育活動の活用(津山少年サポートセンター)、SC・SSW及びSSPの活用の充実・継続を図る。
〈重点となる取組〉
 ・いじめの根につながる児童の悩みや困り感、学校生活の満足度等を把握し、必要に応じて指導ができるようにするために、教育相談週間を学期に一度ずつ設ける。
 ・絆づくり・主体性・コミュニケーション能力の育成を図るために、異年齢グループによる体験活動の充実や学校行事等に児童の創意工夫の場をより多く取り入れるなど、積極的な生徒指導をより一層推進する。
 ・迅速な組織対応ができるようにするために、SC・SSW及びSSPを講師とした実効性のある校内研修を長期休業中に行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉
 ○「誕生寺小学校いじめ問題対策基本方針」を奨学会総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 ○誕生寺小学校支援協議会や学校評議員会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。
 ○町教育会生徒指導部会(年3回)において、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に係る実効性のある支援(指導)・手だての情報交換を行う。
 ○学校だよりや奨学会新聞、学校HPに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
 ○ネット上のいじめ問題やスマホ等の正しい使い方等についての啓発のための奨学会対象の研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

〈対策委員会の役割〉
 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実施・検証・改善、及び迅速な組織対応の中核をなす。
〈対策委員会の開催時期〉
 ・年3回開催(学期ごと)
〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 ・直後の職員会議や校内研修の場で、全教職員に周知・徹底する。※緊急時は、臨時の職員会議を招集する。
〈構成メンバー〉
 ・校外
 SC, SSW, SSP, 奨学会会長 等
 ・校内
 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 特別支援教育C, 養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉
 ・県教育委員会/町教育委員会
〈連携の内容〉
 ・SSW・SSPの派遣/SCの配置
〈学校側の窓口〉
 ・教頭(校長)/生徒指導主事(特別支援C)
〈連携機関名〉
 ・関係機関との連携(民生児童委員, 主任児童委員, 児童相談所等)
〈連携の内容〉
 ・定期的な情報交換, 役割分担の明確化
〈学校側の窓口〉
 ・教頭
〈連携機関名〉
 ・美咲警察署・津山少年サポートセンター
〈連携の内容〉
 ・『心と命の教育活動』の実施
〈学校側の窓口〉
 ・教頭・(養護)

学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<p>【教職員研修】 ・いじめは命に直結しているということを共通認識し、いじめへの対応は、未然防止・早期発見・早期対応が重要であり、計画的に校内研修でいじめの根を見抜く感性や指導力を磨く。また、迅速な組織対応ができるようにするために、SC及びSSWを講師とした「実効性のある校内研修」を長期休業中に行う。</p> <p>【道徳教育・人権教育】 ・児童の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、互いを支え合う風土を培う。 ・いじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるようにする。</p> <p>【特別活動・児童会活動】 ・絆づくり・主体性・コミュニケーション能力の育成を図るために、異年齢グループによる体験活動の充実や学校行事等に児童の創意工夫の場をより多く取り入れるなど、積極的な生徒指導をより一層推進する。 ・児童会の充実を図り、児童自らの力でいじめを生まない絆・集団づくりを進める機会・場の保障をする。 ・『心と命の教育活動』の活用(津山少年サポートセンター)をする。</p> <p>【居場所づくり】 ・日頃から誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・共感的な人間関係づくり・心の居場所としての学級づくりを行う。</p> <p>【情報モラル教育】 ・ネット上のいじめを防止するために、正しい使い方等の啓発のため、PTA対象の研修会や外部講師を招いた児童向けの授業を実施する。</p>
② 早期発見	<p>【実態把握】 ・児童の実態把握のために、学期に1回のいじめアンケートや教育相談週間を行うことで、児童の生活の様子を十分把握するとともに、教職員チェックシートも活用していじめの早期発見に努める。</p> <p>【相談体制の確立】 ・担任に相談しやすい信頼関係を深めるとともに、養護教諭にも相談しやすい雰囲気づくりに努める。また、すべての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>【情報共有】 ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</p> <p>【家庭への啓発】 ・積極的ないじめの認知につながるよう、奨学会総会や学級懇談会、ホームページ等で家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</p>
③ いじめへの対処	<p>【いじめの認知】 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、背景にある事情の調査を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・けんかやふざけ合いでも見えないところで被害が発生している場合もあるため、嫌な思いをしている子どもの立場に立っていじめかどうかを判断し、対応する。 ・いじめを積極的に認知し、学校全体で100%の解消に向け、組織的に徹底して取り組む。 ・いじめの発見・報告を受けた教職員は、速やかに、学校のいじめ対策委員会に報告し、教職員間で情報を共有する。</p> <p>【いじめへの組織的対応の検討】 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、報告を受けたら速やかにいじめ対策委員会を開催する。 ・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 ・重大な場合や対応に苦慮する場合は当然のこと、まず一報を教育委員会に報告する。 ・暴行や恐喝等、犯罪が疑われる場合、積極的に警察とも連携する。</p> <p>【いじめられた児童への支援】 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・「解消」は、定義①・②に基づいて判断し、必要な見守り等を継続する。 定義①いじめの行為が3か月以上ないこと。 定義②本人と保護者に面談等で「心身の苦痛がない」ことを確認すること。</p> <p>【いじめた児童への指導】 ・複数で聞き取りを行い、時系列に記録をとる。 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>